## 議案第77号

福岡市公園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年2月23日

福岡市長 髙 島 宗一郎

## 理由

この条例案を提出したのは、公園の占用料の額を適正なものに改める等の必要があるによる。

福岡市公園条例の一部を改正する条例

福岡市公園条例(昭和33年福岡市条例第18号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3条の7|を「第3条の8|に改める。

第3条の3中「10平方メートル」の次に「(市民緑地(都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第1条の2に定める市民緑地をいう。)が存するときは,10平方メートルから当該市民緑地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積)」を加える。

第3条の6第1項中「都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)」 を「令」に改める。

第1章の2中第3条の7を第3条の8とし、第3条の6の次に次の1条を加える。

(公園施設に関する制限)

第3条の7 令第8条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

第17条の2中「都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第12条第10号」を「令第12条第2項第10号」に改める。

第28条中「第5条の3」を「第5条の11」に改める。

別表第2野球場付属施設の部更衣室の項の次に次のように加える。

更 衣 · シャワー室	1 日 1 室	2,000円	
----------------	---------	--------	--

別表第2の2博多の森球技場付属施設の部電光掲示板の項を削り、同表備考中第2号を削り、第3号を第2号とする。

別表第4占用料の欄を次のように改める。

占	用	料
		3,200円
		3,800円
		650円
		3,800円
A に0.007を	無し	じて得た額
A に0.012を	無し	ごて得た額
A に0.015を	無し	じて得た額
		3,020円
		3,800円
		620円
		620円
		3,250円
		16,290円
		420円
		1,350円
		440円

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。